



特定非営利活動法人グリーンクラフトツーリズム研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グリーンクラフトツーリズム研究会と称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県東彼杵郡波佐見町中尾郷660番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、波佐見町を訪れる人々に対して、地域住民の暮らしや仕事・自然環境にふれてもらう陶芸体験や農村体験事業を行い、また当地域の人々が多くの人々との出会いを通して活力ある地域社会をつくることを目指し、より良く生きる為の交流を促進する。その交流で得た情報を陶磁器産業の再生に取り入れ、地場産業振興と新産業創出に活かし、当地域の再生を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡と助言、支援の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① まちづくり、人づくりに係る学習会・講座の企画・運営
 - ② 都市、農村住民の交流の場としてのイベント・つどいなどの企画・運営
 - ③ 都市、農村住民の交流及び活動を行う指導者の養成と場所の提供
 - ④ 地域の様々な団体や組織の活動に係る情報の収集・蓄積及び提供
 - ⑤ まちづくり、人づくりに係る調査・研究
- (2) その他の事業
 - ① 飲食物の提供にともなう事業
 - ② 地場製品の販売事業
 - ③ 販売店等への観光客等の斡旋・紹介事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 ・この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員・この法人の目的に賛同し賛助の意思を持つ個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会する者は、その旨を記入した入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事長は正当な理由がない限り入会を認めるものとする。また、賛助会員も同様とする。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかにその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。入会金及び会費は、総会において別に定めるものとする。また賛助会員も同様とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 本人が退会届を提出した時。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した時。
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納し、かつ催促に応じない時。
- (4) 第11条により退会を勧告された時。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(退会の勧告)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員数の3分の2以上の同意を得てその会員に退会を勧告することが出来る。この場合、その正会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反した時。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、一切返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上16人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員の内には、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表しその業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時、又理事長が欠けた時は、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をする為に必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうちのその定数の3分の1を超えるものが欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が、次の各号の一に該当するに至った時は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決によりこれを解任することが出来る。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。

(2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があった時。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金、会費に関する事項
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く、第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他、この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が、必要と認め招集の請求をした時。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があった時。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時には、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときには、その日から14日以内に

事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じる事が出来る。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

2 定款の変更は、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する時は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人と類似の目的を有しかつ長崎県内に事務所を有する特定非営利活動法人の中から解散時の総会で選定した法人に譲渡する。

（合併）

第54条 この法人が、合併しようとする時、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の発行する機関紙に掲載すると共に、官報に掲載する。

第10章 雑則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	深澤	清
副理事長	兒玉	盛介
専務理事	畑中	昌三
理事	野添	元義
同	松下	和徳
同	川崎	勇喜

同	谷本	英雄
同	白仁田	和久
同	田中	和子
同	石多	加代子
同	井手	修身
同	榊	友李子
同	兒玉	涼子
同	畑中	瑞子
同	太田	マチ子
監事	川崎	清人
同	小林	善輝

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から、平成16年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定に関わらず設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 入会金	個人		10,000円
	団体		10,000円
(2) 正会員会費	個人	年間	6,000円
	団体	年間	10,000円
(3) 賛助会員会費	個人	年間	6,000円
	団体	年間	10,000円

附則

この定款は平成23年6月22日から施行する。

附則

この定款は平成26年12月12日から施行する。

上記は定款の原本と相違ない。

平成 年 月 日

特定非営利活動法人グリーンクラフトツーリズム研究会

理事長 兒玉盛介